

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、継続的な企業価値向上のため、コーポレート・ガバナンスを確立することの必要性を十分に認識しております。そのため、順法精神に基づき、透明性の高い経営環境を維持し、コンプライアンスの徹底及び市場環境の変化へ機敏に対応する競争力のある組織を維持し、企業価値の最大化を持続していく仕組みを堅持してまいります。また、全てのステークホルダーを尊重し、企業の倫理的価値観を向上させてまいります。さらに、長期的かつ安定的な株主価値の向上に努めるものであります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
吉永 浩和	456,600	25.14
岸本 雅久	262,300	14.44
アイティメディア株式会社	78,000	4.29
岩崎 泰次	32,500	1.79
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	31,100	1.71
小田 昌平	20,500	1.13
知見 章弘	19,000	1.05
吉永 秀雄	15,000	0.83
池永 彰文	13,000	0.72
野村證券株式会社	11,500	0.63

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
橋本 訓幸	弁護士											
笹部 秀樹	公認会計士											
藤岡 大祐	公認会計士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
橋本 訓幸	○	○	-	弁護士としての実務経験を有しており、当社の 遵法精神・コンプライアンス遵守意識を強化す るにあたって、有益な助言をいただけると判断 し、社外取締役として選任しております。 また、社外取締役であることに加え、同氏は当 社から独立した立場であり、一般株主と利益相 反が生じる恐れがないと判断しております。そ のため、取引所が定める独立役員の資格を充 たしておりますので、独立役員に指定してあり ます。

笹部 秀樹	○	○	-	公認会計士としての実務経験を有して、また、他社における執行役員管理本部長としての豊富な経験と幅広い見解を有しており、当社の経営全般に対する監査・監督機能を担っていただけると判断し、社外取締役として選任しております。 また、社外取締役であることに加え、同氏は当社から独立した立場であり、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断しております。そのため、取引所が定める独立役員の資格を充たしておりますので、独立役員に指定しております。
藤岡 大祐	○	○	-	公認会計士としての実務経験を有し、また、他社における監査役としての豊富な経験と幅広い見解を有しており、当社の経営全般に対する監査・監督機能を担っていただけると判断し、社外取締役として選任しております。 また、社外取締役であることに加え、同氏は当社から独立した立場であり、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断しております。そのため、取引所が定める独立役員の資格を充たしておりますので、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	なし

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 更新

監査等委員会は、内部監査担当者と共に、内部監査を実施しており、経営企画室において内部統制を実施しております。
内部監査に携わる従業員は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人としての立場を有しており、当該従業員の人事異動及び人事考課を行う場合は、監査等委員会の意見を聴取し、その意見を十分尊重して実施するものとしております。
また、監査等委員である取締役より監査業務にかかる指揮命令を受けた当該従業員は、所属する上長の指揮命令を受けず、執行部門の調査権限を有するとともに必要な会議に出席できるものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は会計監査人及び内部統制責任者と緊密に連携するとともに、定期的な情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立社外取締役の候補者を選任・指名するにあたっては、東京証券取引所が定める独立役員の資格を充たし、一般株主との利益相反の生じる恐れがないことを独立性判断基準としております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、業績向上に対する意欲を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明

当社は、当社取締役、従業員及び社外協力者の業績向上に対する意欲や意識を一層高めることにより、当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的として、当社の取締役、従業員及び社外協力者に対して、金銭の払い込みを要することなく新株予約権を割り当てております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別開示はしておりません。取締役の報酬は、総額にて開示をしております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額】

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額については、2018年11月28日開催の臨時株主総会の決議により年額100,000千円以内で算定し、取締役会で各取締役の担当する職務、責任、業績、貢献度等を基準に総合的に勘案し決定しております。

【監査等委員である取締役の報酬額】

当社の監査等委員である取締役の報酬額については、2018年11月28日開催の臨時株主総会の決議により年額20,000千円以内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役のサポートは、内部監査担当にて行っております。取締役会の資料は事前に配布し、必要に応じて事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、取締役会の監査・監督機能の一層の強化とコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査等委員である取締役が取締役会において議決権を有し、また、それ以外の取締役の選任・報酬等について株主総会で意見陳述権を有する監査等委員会設置会社制度を採用しております。

(1) 取締役会・役員体制

取締役会は取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名と監査等委員である取締役(以下、監査等委員という。)3名(うち社外取締役3名)で構成され、迅速かつ機動的に重要な業務執行に関する意思決定を行うほか、各取締役の職務遂行の監督を行っており、原則として毎月1回開催しております。また、必要に応じて臨時取締役会を開催し、適正かつ効率的な業務執行ができる体制を整備しております。

(2) 監査等委員会

監査等委員会は監査等委員3名で構成され、監査・監督の有効性及び効率性の確保並びに監査等委員の間での意見交換を目的に、原則として毎月1回開催しております。

なお、監査等委員は会計監査人と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、相互の連携を深めて、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

(3) 経営会議

当社では、社内取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員及び各部の部長が出席する経営会議を毎週1回開催しております。経営会議では、各部からの業務執行状況の報告、取締役会の決定事項の共有及び社長や社内取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの重要事項に関する指示伝達を行っております。

(4) コンプライアンス対策

当社では、社内取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員及び各部の部長が出席する週1回の経営会議においてコンプライアンスに関する各事業部の法令遵守に係る状況の報告、及びそれに伴う施策の協議及び労務状況の報告を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査等委員会設置会社であり、取締役(監査等委員である取締役を除く。)と監査等委員である取締役を中心としたコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。

取締役会では、監査等委員である取締役が、経営の方針や改善などについての助言や経営の監督を行い、ステークホルダーを保護する視点を取締役会に適切に反映させるための体制を強化しております。

監査等委員である取締役は、公認会計士や弁護士等の専門的な見地から取締役の職務執行に対する監査・監督を厳正に行っております。また監査等委員である取締役は全員社外取締役であり、より独立した立場から、監査・監督機能の強化を図っております。

以上のことから、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保できると判断し、現在の体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に努めるとともに、自社ホームページへの掲載を予定しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催日については、他社の株主総会が集中すると見込まれる日避けるとともに、出席しやすい場所を確保する予定であります。
電磁的方法による議決権の行使	将来は、会社法に基づく議決権の電磁的行使を検討していきたいと考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	今後検討すべき事項として考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項として考えております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のホームページのIRサイト内に掲載する予定です。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき事項と考えております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算及び本決算発表時に説明会の実施を予定しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき事項と考えております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ(https://corp.loggly.co.jp/)に、有価証券報告書、決算短信、決算情報以外の適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社のIRは、経営企画室が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ディスクロージャーポリシーを制定のうえ、当社ホームページのIRサイト内に掲載する予定です。
環境保全活動、CSR活動等の実施	-
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「適時開示マニュアル」の情報開示基準に則り、自主的かつ積極的に情報開示を行っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、取締役会において、「内部統制構築に関する基本方針」を決議し、内部統制システムを維持・推進することを、次のとおり定めております。

(当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制)

(1)当社グループの取締役及び使用人は、社会の一員として「ログリー行動規範(クレド)」に即した行動を行い、健全な企業経営に努めるものとする。

(2)当社グループの取締役は、当社の取締役会の適切な意思決定に基づき、各々委嘱された業務を執行するとともに、業務執行の状況を適切かつ迅速に当社の取締役会に報告するものとする。

(3)当社の取締役会は、「取締役会規程」、「業務分掌規程」等の職務の執行に関する規程を制定し、取締役、使用人は定められた規程に従い、業務を執行するものとする。

(4)当社の取締役CFOは、コンプライアンス体制の調査、法令及び定款の問題の有無を調査し、業務執行取締役及び監査等委員に報告する。当社の取締役は定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

(5)当社の監査等委員は、法令が定める権限を行使し、業務執行取締役の職務の遂行を監査・監督する。

(6)定期的に実施する内部監査では、法令、定款及び社内規程に準拠し業務が適正に行われているかについて、当社グループのコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題点の有無について監査するとともに、その結果を代表取締役社長及び監査等委員会に速やかに報告する体制を構築するものとする。

(7)定期的に開催する監査等委員会において、当社グループのコンプライアンス順守に関する重要課題を審議する。また、当社のコンプライアンス担当部門により、定期的に教育・研修活動を行うとともに、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築・推進を行う。

(当社の取締役の職務の遂行に係る情報の保存及び管理に関する体制)

当社の取締役会議事録、稟議や決裁事項など執行にかかる文書及び電磁的記録を社内規程に従い適切に保存し、管理する。

(当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制)

(1)当社の取締役は、当社グループの事業に伴う様々なリスクを把握し、統合的にリスク管理を行うことの重要性を認識した上で、諸リスクの把握、評価及び管理に努めるものとする。また、外部機関を活用した与信管理や、外部の総合法律事務所と顧問契約を結び、重要な法律問題につき適時アドバイスを受けることにより、法的リスクの軽減に努めるものとする。

(2)当社の業務執行取締役は、「リスク管理規程」に基づき、必要に応じて定期的なリスクの洗い直しを行うとともに、重大な損失や危険の発生を未然に防止するための指導や、これに実践的に対応するためのマニュアルやガイドラインを制定し、社内教育等を通じてその周知徹底を図ること等を通じてリスク管理体制を確立する。

(3)定期的に実施する内部監査では、当社の「リスク管理規程」に準拠して、定期的なリスクの洗い直しを行うとともに、重大な損失や危険の発生を未然に防止するための指導や、これに実践的に対応するためのガイドライン等を制定し、社内教育等を通じてその周知徹底を図ること等を通じてリスク管理体制を確立する。

(当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

(1)当社グループの経営の基本方針は、取締役会において決定されるものとする。

(2)定時取締役会を月に一度開催し、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催するものとし、迅速な意思決定を行うため、経営及び業務執行に関する重要事項の共有を行う機関として経営会議を設置するものとする。

(3)取締役会では定期的に各取締役から職務執行状況の報告を受け、職務執行の妥当性及び効率性の監督等を行うものとする。

(4)日常の職務執行については、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等の規程に基づき権限の委譲を行い、権限と責任を明確化して迅速な職務の執行を確保するとともに、必要に応じて規程の見直しを行い、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を構築するものとする。

(当社子会社の取締役等の職務の遂行に係る事項の当社への報告に関する体制)

(1)当社子会社の業務執行の状況については、定期的に当社の取締役会において報告されるものとする。

(2)当社子会社を担当する業務執行取締役は、随時当社子会社から業務執行の状況の報告を求めるものとする。

(当社グループの財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制)

財務報告について内部統制が有効に行われるよう社内規程等必要かつ適正な体制の構築・維持・向上を図るとともに、その体制について適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を行うものとする。

(監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項)

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を求めた場合、必要に応じて監査等委員会の業務補助のためのスタッフを置くこととする。その人事については、事前に監査等委員会の同意を得るなど、取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性を確保すると共に、当該使用人は、もっぱら監査等委員会の指揮・命令に服するものとする。なお、補助すべき取締役は置かないものとする。

(当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く。))及び使用人が監査等委員会に報告するための体制並びに監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不当な取扱いを受けないことを確保するための体制)

(1)当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く。))及び使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事、

取締役会、経営会議、その他社内の重要な会議において決議された事項、内部監査の状況等について、遅滞なく監査等委員会に報告するものとする。

(2)当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、監査等委員会の求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告するものとする。

(3)前二号の説明又は報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止するとともに、その旨を当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人に対して周知徹底するものとする。また、報告を受けた監査等委員会は、報告者の氏名及び情報等を秘匿するものとする。

(監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項)

監査等委員会が職務の執行において、費用の請求をした時は、その費用等が監査等委員会の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用等を処理するものとする。

(監査等委員会の監査・監督が実効的に行われることを確保するための体制)

監査等委員会は、内部監査担当者から必要な情報を収集するとともに、代表取締役社長、会計監査人及び内部監査担当部門との定期的な会合を通じて情報意見交換を行い、監査・監督の効率性及び実効性を確保するものとする。

(当社グループの反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況)

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、反社会的勢力及びその関係者や団体との接触や取引など一切の関りを禁止することを基本方針として周知徹底するとともに、反社会的勢力に対しては毅然とした姿勢で組織的に対応する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせ)」を基本理念として尊重し、これに沿って体制を構築し運用しています。当社における方針・基準等については「ログリー行動規範(クレド)」、「反社会的勢力対応規程」において定めており、主要な社内会議等の機会を捉えて繰り返しその内容の周知徹底を図っております。また、「反社チェック実施要領」に基づき、取引先、株主、役員、従業員に対するチェックを行っております。取引先との契約締結時には、反社会的勢力等と判明した場合に取引等を即座に解消する旨を定めた排除条項を契約書に規定しております。

外部組織との連携に関しては、公益社団法人 警視庁管内特殊暴力防止対策連合会 渋谷地区に加入し、

反社会的勢力に関する情報の収集に努めております。また、当社における不当要求防止責任者として取締役CFOを選任して所轄の警察署に届出を行ない、警察とも連携できる体制を構築しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

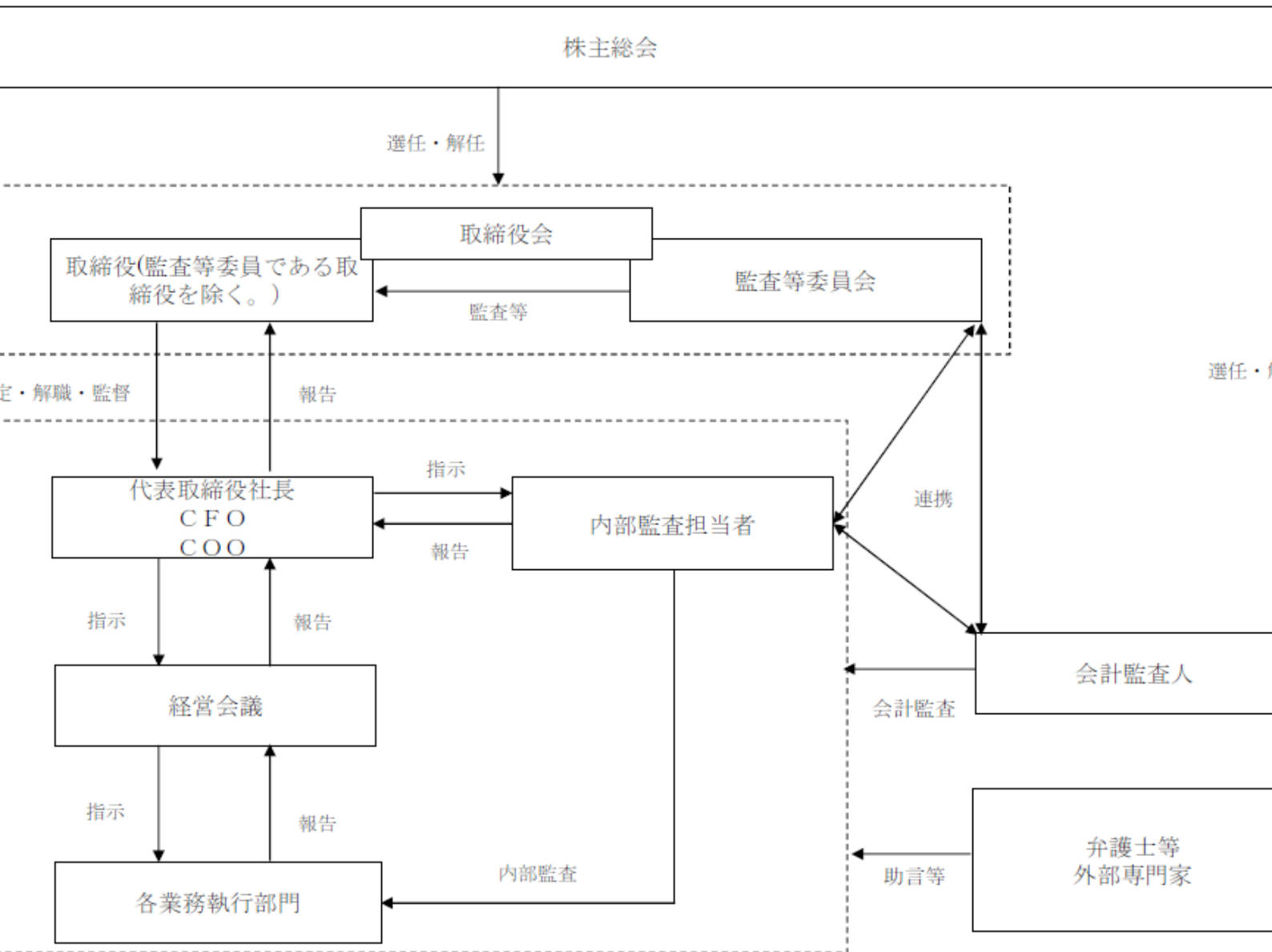
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

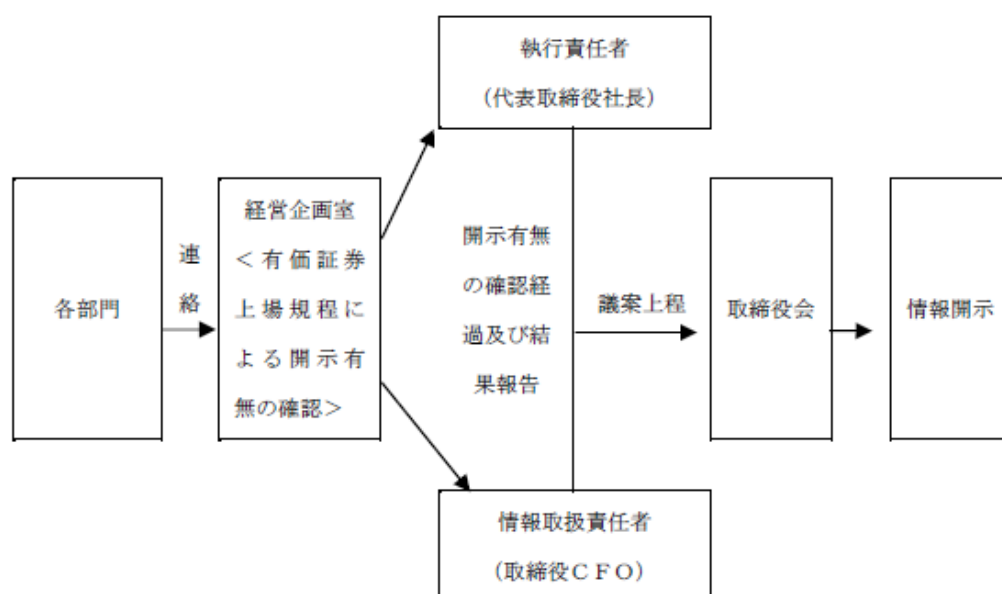
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図を参考資料として添付しております。



【適時開示体制の概要（模式図）】

当社に係る決定事実・決算に関する情報等



当社に係る発生事実に関する情報

